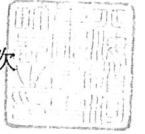


音 健 康 発
令和 4 年 6 月 1 日

公益社団法人 日本医師会 御中

音更町長 小 野 信 次



音更町診療所開設等奨励金制度の創設について

本町の健康推進施策につきましては、日頃から格別のご支援・ご理解をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本町では、地域の医療体制の充実を図るため、「新たに診療所を開設する開業医（医師・医療法人）」や「既に町内で20年以上診療所を開設し、代替わり等により土地や建物等を引き受けて、引き続き診療所を運営しようとする開業医（医師・医療法人）」を対象に、診療所に係る固定資産税相当額（3年間分）を奨励金として交付する制度を創設しました。

大変お忙しいとは存じますが、別紙のご案内を貴会員に周知していただきますとともに、ホームページ等への掲載をお願いいたします。

〒080-0104

北海道河東郡音更町新通8丁目5番地

音更町保健センター内

音更町保健福祉部健康推進課総務係

電話番号 0155-42-2712

メールアドレス hokencenter@town.otofuke.hokkaido.jp

音更町診療所開設等奨励金制度のご案内

地域の医療体制の充実を図るため、「新たに診療所を開設する人」「既存の診療所を引き継ぐ人」を対象に、診療所に係る固定資産税相当額を3年間、奨励金として交付いたします。

1 交付対象者

- (1) 町内に診療所（歯科を除く。以下同じ。）を新たに開設しようとする人
- (2) 町内に開設後20年を経過している建物に係る診療所について、代替わり等により土地及び建物等を引き受け、引き続き診療所を運営しようとする人

2 交付の条件

新設又は改築にあつては、土地の取得を除いた診療所への投資額が3,000万円を超え、改修にあつては、2,000万円を超えるものとする。

3 対象経費

次の資産の取得価額

- (1) 建物及びその付属施設
- (2) 器具及び備品

4 交付金額

固定資産税が課税されることとなる年度から起算して3年度

5 申請について

ご検討される場合は、事前にお問い合わせください。

6 お問い合わせ先

音更町保健福祉部健康推進課

電話番号 0155-42-2712

メールアドレス hokencenter@town.otofuke.hokkaido.jp

7 その他

音更町診療所開設等奨励金交付要綱は、町のホームページに掲載しております。

〒080-0104
北海道河東郡音更町新通8丁目5番地
音更町保健センター内
健康推進課総務係

音更町診療所開設等奨励金制度

地域の医療体制の充実を図ることを目的として、音更町で診療所を新たに開設した場合や診療所を開設している人から事業を継承し、施設の改修等を行う人に対して、奨励金を交付します。

交付対象者

- 診療所（歯科を除く。以下同じ。）を開設して運用しようとする人
- 開設後 20 年を経過している建物にかかる診療所について、代替わり等により土地及び建物等を引き受け、引き続き診療所を運用しようとする人



交付の条件

新設又は改築にあつては、土地の取得を除いた診療所への投資額が3,000万円を超え、改修にあつては、2,000万円を超えるもの

対象経費

- 次の資産の取得価額
- 建物及びその付属施設
 - 器具及び備品

交付金額

固定資産税が課税されることとなる年度から起算して3年度



ご検討される場合は、まずご相談ください。



お問い合わせ先
〒080-0104
北海道河東郡音更町新通 8 丁目 5 番地 音更町保健センター内
音更町保健福祉部健康推進課総務係
電話 0155-42-2712 FAX 0155-42-2713